

第12次労働災害防止計画のポイント

(平成25年度～平成29年度)

この計画は、国が定める「第12次労働災害防止計画」の目標を達成するために、栃木労働局が取り組む事項を定めたものです。

現状と課題

- 労働災害の現状（平成24年）
 - ・ 死傷者数（休業4日以上）は1,870人（平成23年比9.0%増）
 - ・ 死亡者数は19人（平成23年対比4人増）
 - ・ 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業の割合が増加
- 労働者の健康をめぐる状況
 - ・ 化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、アスベスト対策、じん肺予防対策に加え、熱中症対策、受動喫煙防止対策が必要

計画の全体目標

平成24年と比較して、平成29年までに

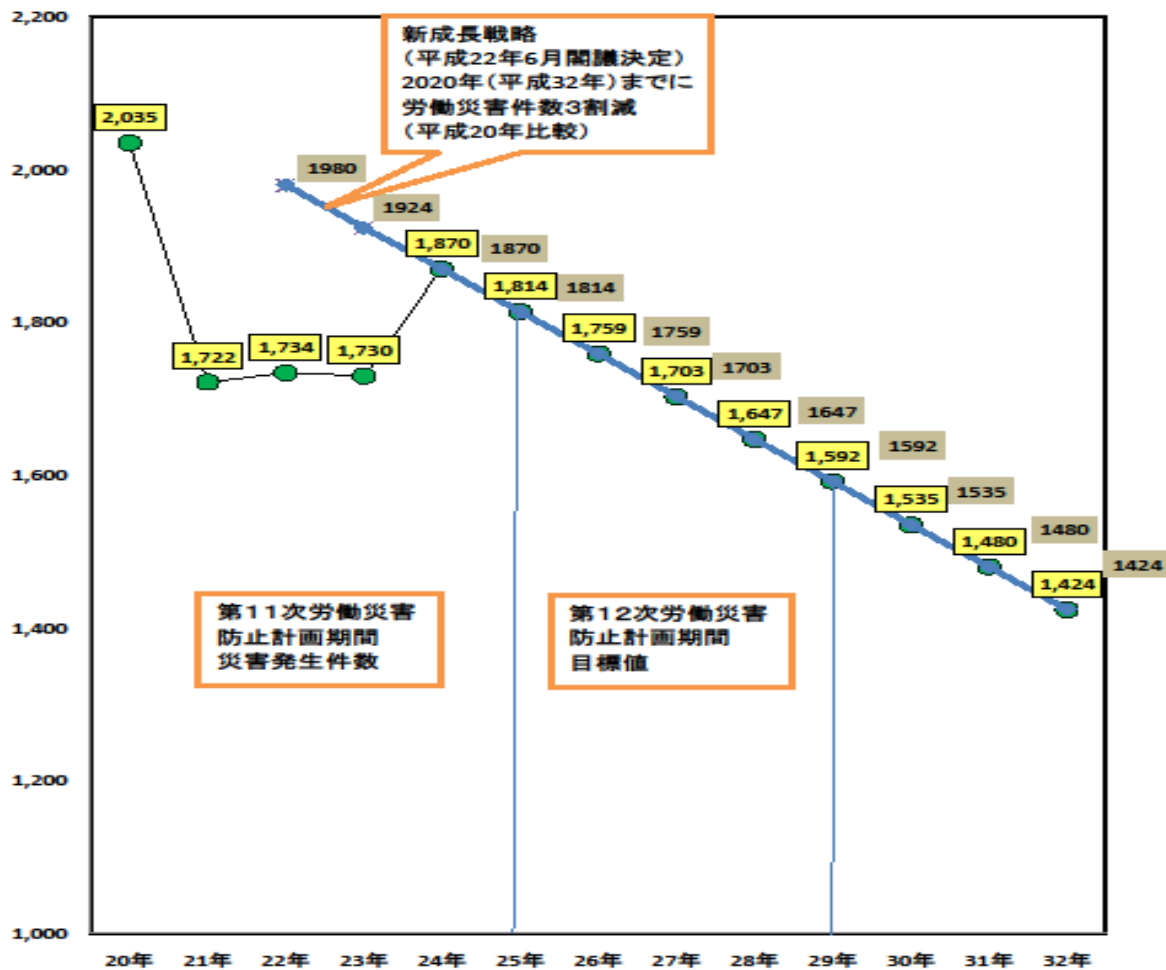
- 死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる
- 労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる
- リスクアセスメントに取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

栃木労働局・各労働基準監督署

計画が目指す社会

国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出された製品やサービスを利用する消費者など全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならないとの意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

第12次労働災害防止計画（25年～29年）



労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業務対策

第三次産業の死傷災害件数を15%以上減少させる

社会福祉施設の死傷災害件数を15%以上減少させる

小売業の死傷災害件数を10%以上減少させる

飲食店の死傷災害件数を20%以上減少させる

- 店舗ごとに安全衛生管理に携わる責任者を選任する
- 小売業の大規模店舗、多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上
- バックヤードを中心とした作業場、通路等を安全化
- 介護施設における腰痛、転倒災害防止対策を推進
- 飲食店における切れ・こすれ災害、転倒災害防止対策を推進

製造業の死傷災害件数を20%以上減少させる

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、はさまれ・巻き込まれ災害を防止を推進

建設業の死傷災害件数を15%以上減少させる

- 墜落・転落災害防止対策を推進
- クレーン・建設機械等の重機災害防止対策を推進

陸上貨物運送事業の死傷災害件数を15%以上減少させる

- 荷役作業時の労働災害防止対策ガイドラインを普及、徹底
- 荷主と運送業者との役割分担の明確化

重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

- メンタルヘルス不調を予防するための職場改善の取組を促進
- 職場復帰対策を促進（支援事業を活用）

週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる

- 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を促進
- 休日・休暇の付与・取得を促進

腰痛による労働災害の割合を10%以上減少させる

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送業での腰痛予防教育の強化
- 腰痛予防対策指針に基づく腰痛予防手法の普及

熱中症による死傷災害件数を20%以上減少させる
(5年間対比)

- 建設業、警備業、陸上貨物運送業、製造業など暑熱な環境下にさらされる業種を重点に対策を推進

職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発を実施
- 事業者に対する効果的な支援（助成金の活用等）

行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取り組み

- 安全衛生分野の専門家の活用
- 労働災害防止団体の活動を活性化

行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取り組み

- 経営トップや労働者の安全・健康に関する意識の高揚
- 労働災害防止に向け国民全体の安全・健康意識の高揚